

# 措置状況総括表

令和6年6月28日公表分

令和4年度監査テーマ:環境政策に関する事務の執行について

指摘・意見の数 指摘19(うち措置済み19、措置中0、措置予定0) 意見48(うち措置済み48、措置中0、措置予定0)

担当課別の措置状況 (※1つの指摘・意見が複数の課等にまたがる場合があるため、上記「指摘・意見の数」とは一致しない。)

担当課等	措置状況	指 摘					意 見				
		措置済み	措置中	措置予定	検討中	不措置	措置済み	措置中	措置予定	検討中	不措置
第3章 個別の事業に対する監査の結果・意見	25	25					50	50			
サステナブル社会推進課	19	19					42	42			
消費者政策課	3	3					2	2			
環境指導課							4	4			
水産振興課	1	1					1	1			
会計課	1	1									
保健福祉環境部(美馬)	1	1					1	1			
第4章 環境指標に対する監査の結果・意見							9	9			
サステナブル社会推進課							5	5			
環境指導課							3	3			
環境管理課							1	1			
第5章 その他基本計画全般に対する監査の結果・意見							2	2			
サステナブル社会推進課							2	2			
合計(※)	25	25					61	61			
構成比	100%	100.0%					100%	100.0%			

(参考)

令和5年6月30日公表分

指摘・意見の数 指摘19(うち措置済み19、措置中0、措置予定0) 意見48(うち措置済み40、措置中4、措置予定4)

# 措置状況一覧表

令和4年度監査テーマ：環境政策に関する事務の執行について

## I 個別の事業に対する監査の結果・意見

報告書 ページ	項目	指摘及び意見	講じた措置等	措置状況
33	魚づくり革命・もうかる養殖魚創出事業		令和5年度は、「海況、利用状況、設置時期に応じた適切な施肥剤の供給方法の検討」を行い、これまで委託としていたものを、県が試験研究として取り組み、物品購入を含め県で執行するものと改め、施肥技術の現場実証試験及び現場実装に向けたマニュアル作成等を実施した。 今後とも、契約については地方自治法施行令第167条の2第1項第2号から第9号に該当すると認められる理由のある場合のみ1者随意契約により行うとともに、必要性の部分を十分検討することとする。  (水産振興課)	措置済み
	養殖藻類（ワカメ）施肥試験の実施に係る調整業務について	分割可能な業務について1者随意契約を締結する場合は、1者随意契約の対象とする業務は必要最小限の部分に限るべきである。(意見4・再掲)		
62-63	地球にやさしい環境県民運動推進事業		令和6年1月に、普及啓発活動等の啓発資材は県が作成し、その資材を活用した啓発キャンペーンや出前講座はとくしま環境県民会議で実施するなど、役割分担を明確にし、事業に重複が生じないよう取り組むこととした。 また、類似チラシ等の啓発資材の集約に取り組むなど経済的な予算執行に努めるとともに、同会議会員団体の連携強化や専門的な知見を有する会員の拡大等、効果的な事業執行に向けた取組を進める中で、今後も同会議の収支や負担金額等が適正であるか十分に確認を行うこととした。  (サステナブル社会推進課)	措置済み
	とくしま環境県民会議負担金について	とくしま環境県民会議については、県が実施する他の事業（主には普及啓発活動）との重複がないかなどを事業の効率性、経済性の観点から見直したうえで、同会議における収支の適否、同会議に対する負担金の支出や金額、その他の県による事業執行について検討を要する。(意見16)		
70	「とくしまエコパートナー」事業者・団体任命推進事業		本県では、「徳島県脱炭素社会の実現に向けた気候変動対策推進条例」において基本理念として掲げる「県民総活躍」を具現化するため、気候変動対策の推進について県と連携して取り組んでいただける企業等を募集し、「とくしまエコパートナー協定」を締結している。 本制度について多くの事業者等に知っていただけるよう、	措置済み
	「とくしまエコパートナー」事業者・団体任命推進事業について	「とくしまエコパートナー」事業者・団体任命推進事業については、令和3年度においてとくしまエコパートナー締結企業・団体数の増加という点で成果はなく、増加のための活動実態があったかも判然としない。同数は、基本計画における環境指標の一つであり、現時点で未達成であるから、事業内容を見直し、積極的な取組がなされるべきで		

		ある。(意見22)	これまでの周知方法を見直し、令和5年11月には新たに当課の別事業の募集案内に「とくしまエコパートナー」募集を併せて掲載する等の積極的な取組を実施したところ、令和5年度末までに複数事業者から問い合わせがあり、協定締結に向けて調整を進めることとなった。 (サステナブル社会推進課)		
151-152	産学官、あるいは産学民官連携による環境研究の推進		産学官、あるいは産学民官連携による環境研究の推進については、環境基本計画で特に重点的に推進する取組と謳った趣旨に沿って適切な内容・規模の活動を実施するため、予算確保の要否も含め、全般的な見直しを要する。(意見39)	令和5年度は、環境課題のうち「中小企業の脱炭素化」に着目し、「産学民官金」の連携による、中小企業の脱炭素経営支援体制構築に向けたモデル事業を国費事業により実施した。さらに、令和6年度は県で予算化し、引き続き中小企業の脱炭素化に向けた事業を実施する。 (サステナブル社会推進課)	措置済み

## II 環境指標に対する監査の結果・意見

報告書ページ	項目	指摘及び意見	講じた措置等	措置状況
153-154	環境指標の設定・変更			
153-154	第2次徳島県環境基本計画における環境指標の点検・評価の結果	基本計画における環境指標の目標については、十分な点検・評価を行い、その結果を適時公表するとともに次の環境基本計画にもつなげるようにする必要がある。 現在の第3次基本計画は令和5年度までのものであり、その後、新たな基本計画に移行するものと思われる。第3次基本計画の終了にあたり、指標の達成状況、重点取組ほか基本計画に関連した事業の進捗などを確認する必要がある。継続中の事業や未達成の指標については第4次基本計画へ引き継ぐか否かを検討し、その理由や結果も含め第3次基本計画を総括し、これを公表することが望ましい。(意見40)	令和5年度中の次期計画策定業務に際し、指標の達成状況を踏まえ、次期計画への引き継ぎ項目を検討し、令和6年2月に開催した環境審議会において、第3次環境基本計画の指標や重点取組に係る5か年の実績(R5実績見込含む)の進捗報告を行うとともに、進捗を踏まえ作成した第4次環境基本計画(案)について審議いただき、議事録を含む資料を公表した。 (サステナブル社会推進課)	措置済み
154-155	当初目標値が基本計画策定時にはすでに達成済みと思われる環境指標	目標値が基本計画策定時にはすでに達成済みと思われる環境指標がみられたことから、環境指標における目標値の設定にあたっては、十分な現状分析を行い、現状を前提とした適切な目標値を設定すべきである。(意見41)	第4次環境基本計画における目標値の設定に際しては、指標の達成状況を踏まえ、現状を前提とした適切な数値設定を行った。 (サステナブル社会推進課)	措置済み
155-156	目標年度が計画期間以降である	一部の環境指標については2035年度などの計画期間後の時点が目標年度として設定されているところである	第4次環境基本計画の指標においては、原則として計画期間内の年度を設定し、計画期間後の時点が目標年度となる一	措置済み

	環境指標	が、環境指標における目標年度は、計画期間内の年度を設定すべきである。(意見42)	部の項目に対しても、計画期間内の単年ごとの目標数値を設定し、進捗状況を管理することとした。 (サステナブル社会推進課)
--	------	--	--

### Ⅲ その他基本計画全般に対する監査の結果・意見

報告書 ページ	項目	指摘及び意見	講じた措置等	措置状況
162-163	計画の進捗管理について	基本計画に基づき設置された徳島県環境対策推進本部の活動は不十分であり、基本計画内でうたわれている部局横断組織による計画の点検・評価(PDCAサイクル)を実行するため、徳島県環境対策推進本部の運営やその活動内容について見直すべきである。(意見47)	令和6年3月に徳島県環境対策推進本部幹事会を開催し、第3次環境基本計画の進捗及び第4次環境基本計画について説明を行った。次年度以降も、第4次環境基本計画の実効性を高めるため、幹事会を中心に、実務的な運営及び機動的な活動を実施する。 (サステナブル社会推進課)	措置済み